

各障がい福祉事業者 代表者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室長

福岡県福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金実績報告書の提出について

平素より、障がい福祉行政に御協力、御理解いただき、ありがとうございます。

さて、本県では、障がい福祉事業所で働く職員の処遇改善を支援するため、令和 4 年 2 月～9 月サービス提供分に係る補助について、標記事業を実施しているところです。

本事業に取り組みました事業者におかれましては、下記のとおり補助金実績報告書を提出する必要がありますので、御対応いただくようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和 4 年 12 月 1 日（木曜日）～令和 5 年 1 月 31 日（火曜日）【消印有効】

2 提出様式

	提出書類	様式	提出区分
1	福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金実績報告書	様式 3-1	必須
2	福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金実績報告書 (施設・事業所別個表)	様式 3-2	必須
3	福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金に係る特別な事情に係る届出書	様式 4	該当がある場合のみ※

※様式 4 は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合のみ届け出ることとなっています。

3 提出方法

- (1) 封筒の表に朱書きで「福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金実績報告書在中」と記入してください。
- (2) 郵送で提出してください。

4 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室指定係

※この補助金は、指定権者を問わず、福岡県内に所在する障がい福祉事業所に係るものは福岡県で行っておりますので、補助金実績報告書はすべて上記提出先に提出をお願いします。

特に、北九州市、福岡市及び久留米市所在の事業所は御留意ください。

※福祉・介護職員処遇改善加算等の届出書については、従来どおり指定権者に提出してください。

5 事業の要件

- (1) 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当(ベースアップ等)の引上げに充てるようにしてください。
- (2) ベースアップ等に充てた額以外の分についても、賞与や一時金等による賃金改善に充て、実績報告書の提出までに補助金の合計額を上回る賃金改善を行ってください。
- (3) 毎月ごとに賃金改善額が補助金額を上回ることを求めてはならず、賃金改善実施期間全体で補助金の合計額を上回る賃金改善を行ってください。
- (4) 補助金については、同一法人が運営する他の施設・事業所(当該補助事業の対象である施設・事業所に限る。)における賃金改善に充てることのできるため、法人単位で要件を満たしてください。

6 実績報告に当たっての留意事項

- (1) 9月サービス提供分の補助金は、11月30日(水)に入金しますので、その入金額を確認した上で、実績報告書を作成してください。
ただし、2月～9月サービス提供分に係る月遅れ請求及び過誤調整分については、2カ月遅れまで対応することとなっています。
そのため、国保連等に月遅れ請求分を11月10日(木)に請求されたものの補助金は12月28日(水)、12月10日(土)に請求されたものは1月31日(火)に入金しますので、該当がある場合は、最終入金日まで実績報告書の提出を控えてください。
- (2) 別紙様式3-2については、計画書に記載したサービスを全て記載してください。結果として対象期間にサービスの提供がなく、補助金の入金がない場合は、0円で実績報告書を作成してください。
- (3) 介護保険サービスにおいても同様の事業がありますが、様式及び提出先が異なりますので御注意ください。

7 様式等掲載場所

提出様式については、下記ホームページに掲載しています。

【検索方法】

- 福岡県トップページ > 健康・福祉・子育て > 障がい福祉 > 障がい福祉サービス > 福岡県福祉・介護職員処遇改善支援事業
- URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syougai-syogukaizen-tokureikoufu.html>
- 「福岡県 障がい 処遇改善支援」で検索

問い合わせ先

福岡県福祉労働部障がい福祉課

障がい福祉サービス指導室 指定係

電話：092-643-3312